(議事録)

土屋会長

それでは、ただいまから、令和6年度第6回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名にご 出席いただいております。15名のうち3分の2以上が出席されてお りますので、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議は有効に成 立していることをご報告いたします。

七屋会長

ありがとうございます。

本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により 公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開する ことといたします。

傍聴者の方は引き続いて4名ですか。

賃金指導官

傍聴者は4名です。

土屋会長

承知しました。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公 益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員にお願いいた します。

資料はありますか。

賃金室長

本日、提出資料はございません。

土屋会長

それでは、議題の1は「埼玉最低賃金の改正決定について」ですが、 先ほどまで行っておりました専門部会では、金額についていまだ採決 できる状況ではありません。継続審議となったところです。この場で は、ですから継続審議となったということについて報告いたします。

以上ですが、何かこの件で御意見等がありましたら。よろしいですか。

それでは、議題の2に移りますが、議題2は「特定最低賃金改正の 必要性の有無の決定について」です。

この件につきましては、前回の専門部会で県最賃の改正についての結論が出た後でということにしたところですが、ついさっき話したところですけれども、まだ今、結論が出ていませんので、この件についても次回以降に結論を出すということでよろしいでしょうか。

それでは、議題の2は以上とさせていただきまして、議題の3はそ

の他ですが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたしま す。どうぞ。

小寺委員

すみません、次回の審議会なのですが、所用により欠席させていただきます。誠に申し訳ありません。議決事項につきましては、会長に一任とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

土屋会長

ありがとうございました。ほかにどなたか、御意見などありました らお願いいたします。

事務局からは何かありますか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

分かりました。

それでは、以上で本日の議事は全て終了となります。次回の第7回 埼玉地方最低賃金審議会は8月5日月曜日、9時30分からの第6回 専門部会終了後に実施する予定であります。

以上で、第6回本審を終了といたします。本日はどうもありがとう ございました。

— 了 —